

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 17 日現在

機関番号：23102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780483

研究課題名(和文) 明治期から戦前期にかけての児童虐待問題と日本の近代的孩子概念の構築に関する研究

研究課題名(英文) Study on the child abuse problem from the Meiji era to the prewar period and social construction of the modern concepts of childhood

研究代表者

高橋 靖幸 (TAKAHASHI, Yasuyuki)

新潟県立大学・人間生活学部・講師

研究者番号：30713797

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：近代的孩子概念の形成の歴史を明らかにすることを目的に、明治期から戦前期にかけての児童虐待問題で議論された「保護と教育の対象としての子ども」について、社会構築主義の視点から分析と考察を行った。研究の結果、大正中期より、政府内で虐待防止の議論が続けられた一方で、議論の経過とともに多様な子どもの問題が虐待問題として取り込まれていったことが明らかとなった。また昭和8年の児童虐待防止法が、労働する児童を保護して教育の世界に送りこむ網となったと同時に、その網の目からこぼれ落ちる児童の存在をつくりだすことで、同時代の「保護と教育の対象としての子ども」を複層的に構築することになったことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the history of social construction of the modern concepts of childhood in Japan, based on a social constructionist perspective. In the study, I had analyzed and examined the social construction of the concepts of childhood as subject of protection and education in the argument about the child abuse problem from the Meiji era to the prewar period. The result of the study clearly showed that the Home Ministry had developed the argument about child abuse prevention from the Taisho middle period and included various child problems, for example child labor, step child killing, and child trafficking, etc., in the child abuse problem. Moreover, it showed that Child Abuse Prevention Act (Prevention of Cruelty to, and Protection of, Children Act) in 1933 had found out both a savable child and a non-savable child and constructed the multitiered concepts of childhood as subject of protection and education.

研究分野：教育社会学

キーワード：児童虐待 児童保護 児童労働 貰い子殺し 子ども観 子ども史 社会構築主義 教育社会学

1. 研究開始当初の背景

日本の子ども研究は 1980 年代にひとつの大きな盛り上がりを見せた。そこで提出されたのは、Ph. アリエスの著書の翻訳出版に象徴されるように、子どもに関わる現代の自明的な観念が社会的、文化的また歴史的な性格のものであることに着目する、いわば近代的な子ども観のとらえ直しを志向した多くの研究であった。

だがそのとらえ直しにおいては、子どもの「無垢性」や「純粋性」など、子どもに対する人びとの見方や態度についての歴史性や文化性が言及される一方で、子どもの発達や社会化などといった一部の事柄については子どもの本質としてみなされ、批判的な議論の対象とされることは多くなかった。その結果、日本の子ども研究では今日、子どもが大人への発達途上にあることを子どもの実態や本質としてみる見方が圧倒的な力をもつ事態にある。

しかし国外に目を移してみると、1990 年代より提起された「新しい子ども社会学」(James and Prout 1990)の潮流のなかで、「大人への発達途上にある子ども」という子ども理解もまた歴史的な性格を帯びた社会的な構築物としてみる見方が提出され、またそうした関心のもとでの子どものとらえ直しが続けられている。特に、発達や社会化などの今日子どもと深いつながりをもつ概念が歴史の過程でどのように子どもと結びつきをもつようになったのかという社会構築主義の研究課題は、現在の「新しい子ども社会学」の重要なひとつのテーマとなっている。

たとえば、19 世紀から 20 世紀にかけて科学的な測定のもとで子どもの福祉や健康の問題を「発見する」過程で、社会が「標準的な子ども」という子ども理解の枠組みを同時に形成したことを明らかにした A. ターメルの研究(Turmel 2008)は示唆的である。また、日本においても、近代以降の学校教育の成立とともに、大人とは異なる独自の性質を備えた発達や教育の対象としての子どもの姿が社会のなかに構築されたことを解き明かした元森絵里子の研究(元森 2009)など、「新しい子ども社会学」の潮流に沿った研究が提出され始めている。

2. 研究の目的

以上の子ども研究の今日的な動向を踏まえて、本研究は日本社会において子どもが大人と異なる独自の性質を備えた存在として強く理解されるようになる社会的な構築の過程を、明治期から戦前期にかけて社会問題となった「児童虐待」を事例に解明することをねらいとする。日本の近代化の過程において生じた児童虐待問題に本研究が着目する理由は、この問題が「子どもの福祉」の問題と「子どもの教育」の問題の両方を横断する社会問題であったからであり、福祉と教育という重層的な視点から日本の子ども概念

の構築の過程に光が当てられるものだからである。

子どもへの虐待を取り締まる日本初の法律「児童虐待防止法」が昭和 8 年に成立する。本研究は児童虐待問題を制度史や当時の虐待の実態への関心にとどめず、社会構築主義的な関心、すなわち社会のなかでの子ども問題の語られ方への関心のもとに研究を行う。本研究は、日本の子どもが社会によって保護の対象として認識され、そして虐待からの救済とともに教育の世界へと囲い込まれる過程を明らかにすることにより、福祉と教育の対象となった「近代的な子ども概念」の構築を解明するとともに、そうした子どもの自明性が日本社会のなかに定着する過程の一端を解明することを目的とする。

3. 研究の方法

児童虐待問題における近代的な子ども概念の構築を研究するにあたり本研究は 4 つの課題を設定する。

第一に、近年の子ども研究の理論的展開を明らかにする。上述の通り、本研究は「新しい子ども社会学」の理論的展開からの影響を受けている。本研究は 1990 年代以降の「新しい子ども社会学」の研究動向について検討を行ない、国内外における近年の子ども研究の理論的な検討を行っていく。

第二に、新聞資料をもとに明治期から戦前期の世相から児童虐待問題を読み解く。日本の児童虐待問題は、明治期の中頃より「継子いじめ」や「貰い子殺し」といった事件に「虐待」という言葉が使われ始め、そしてその「虐待」が明治期の半にはひとつの大きな社会問題として社会の人びとに認められるようになっていったことが、当時の新聞記事から読み解くことができる(高橋 2013)。本研究は、子ども問題を「虐待」という言葉を用いて語る当時の社会の様相を分析するうえで、系統の異なる数紙の新聞記事を資料として取り上げ、そのなかでの子どもの語られ方を分析する。

第三に、中央慈善協会(明治 41 年設立)や内務省社会局(大正 9 年設置)の動向と児童虐待問題との関連を明らかにする。児童虐待問題は明治後期に慈善事業の対象として取り組まれ、そして大正期に社会調査の対象となっていったことが確認できる(高橋 2013)。こうした社会の取り組みとともに児童虐待問題は法律制定のための各種会議や帝国議会で多くの議論が行われた。本研究は、児童保護や児童愛護の精神の確立と社会事業としての児童虐待問題の取り組みの関連を調査し、そのなかで語られる近代的な子どもの姿を明らかにする。

第四に、児童虐待防止法制定以降の法律の運用のされ方と社会の反応を明らかにする。児童虐待防止法の法律制定後に提出された調査報告書や法律制定後の各種新聞における児童虐待問題の記事を資料に、法律制定以

降の児童虐待問題に関わる社会の動きを調査し、そこでの子どもの語られ方の特徴を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 子ども研究の理論的展開

近年の子ども研究における理論の検討を目的として、欧米を中心とした主要な文献を講読し、内容の整理を行った。特に、1990年代より議論の続く、子どもの「becoming」と「being」のアイデアに着目して、理解と考察を深めることに取り組んだ。

子どもを捉える伝統的な理論は、子どもの社会的な発達をモデルとしている。この理論に立脚する研究は、子どもの変化や変容の過程を問題とする。いわば、子どもを大人に「なりつつある存在 becoming」として位置づけるのである。この伝統的な理論の枠組みのなかでは、大人の社会が常に最終的なゴールに据えられ、子どもはその過程にとどまる「能力のない存在、未熟な存在」としてみなされる。

一方、「新しい子ども社会学」に代表される、近年の子ども研究の理論は、子どもを大人たちとともに社会を築き上げる一人の成員として「いまそこにいる存在 being」と着目する視点を提起する。この理論の枠組みのなかでは、子どもが社会を構成する社会的な行為者として、いかように日々の生活を過ごしているのかに関心が向けられる。

こうした理論は、子どもが社会構造や社会過程における単なるパッシブな（受動的な、受身的な）対象ではなく、社会的行為者として、多様な経験を生きるアクティヴな（能動的な、活動的な）存在であることを提示する。この理論に立脚した子ども研究の取り組みは、人びとがもつ子どもに対する理解の幅を大きく広げることに貢献する。

子ども研究に関する理論的検討の研究成果の一部は、北澤毅・間山広朗編 2018『教師のメソドロジー：社会学的に教育実践を創るために』（北樹出版）内、「第3章 becoming としての子ども/being としての子ども」として公開した。

(2) 明治期から昭和戦前期の新聞資料から読み解く児童虐待問題

国立国会図書館を利用して、昭和5年4月から昭和8年12月までを対象に、児童虐待問題に関連する新聞記事の収集を行った。収集の対象とした新聞は、昭和戦前期に東京の有力紙の五大新聞といわれた『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『報知新聞』『国民新聞』『時事新報』、また大衆的な家庭新聞の色彩をもった『読売新聞』、労働者階級に人気のあった『萬朝報』、花柳界の読者を多くもった『都新聞』の計8紙とした。研究期間中、児童虐待問題及びその他の紙面を含めて、おおよそ1,000記事を収集した。

新聞資料の分析の結果、日本社会は、1930年代より、貰い子殺し事件を契機に子どもへ

の虐待を社会問題として議論することを開始し、内務省社会局の公式統計資料が示す「実態」を資源としながら、問題の領域を拡張して「児童虐待」を継続的に構築してきたことが明らかとなった。さらに、そうした問題の構築のあり方が、児童労働を対象として含む児童虐待防止法の議論を活性化させる大きな役割を果たしたことが具体的に明らかとなった。

児童虐待防止法の成立は、労働の世界にとどまる、「近代的な子ども期」を享受しない子どもを問題として認識する仕方や語り方を生成した。このことは、児童労働を児童虐待防止法の成立以前とは違ったかたちで問題としなければならない新たな現実が社会のなかに構築されたことを意味するものであった。児童虐待防止法は、労働する児童を保護する網であったと同時に、その網の目からこぼれ落ちる児童の存在をつくりだしたことが、社会問題の構築という関心から明らかとなった。

これら新聞資料から読み解く昭和戦前期の児童虐待問題の分析に関する研究成果の一部は、高橋靖幸 2018「昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」：昭和8年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究」『教育社会学研究』102として公開した。

(3) 明治期から昭和戦前期の児童虐待問題に関連する社会事業協会と内務省社会局の動向

『日本社会事業年鑑』、『本邦社会事業概要』『社会局関係事務概要』、各種調査会の報告書等の資料から、政府内や関係機関における法律制定の議論について考察した。

資料の分析の結果、1919（大正8）年の救済事業調査会による「児童保護に関する施設要綱」、1920（大正9）年の社会局の設置に伴う1922（大正11）年の「本邦社会事業概要」の刊行、1926（大正15）年の社会事業調査会による「児童保護事業の体系」の提出等から、児童虐待防止に関する議論が大正期を通じて時間をかけて続けられ、その後法律制定の具体的な議論が活性化したことが明らかとなった。

ただし、大正中期より、政府内において児童虐待防止の法制化の議論が時間をかけて審議され続けていた一方で、そこでの児童虐待の問題の範囲は緩やかであり、また緩やかなままであるからこそ、議論の経過とともに多様な子どもの問題を虐待問題としてクレームすることを可能としていたことが確認された。児童虐待の防止は、重要な児童保護政策の一部として議論され、法制化に向けた具体的な検討が続けられたが、それらの議論は、児童への虐待を重大な問題とする訴えを展開しつつ、その問題の範囲を必ずしも確定しないまま進行し、複数の子どもの問題を次々と包含するように発展していったことを特徴としていた。

政府内や関係機関における法律制定の議論に関する研究成果の一部は、高橋靖幸 2018 「昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」：昭和 8 年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究」『教育社会学研究』102 として公刊した。

(4) 児童虐待防止法制定以降の法律の運用

児童虐待防止法の制定が、社会にどのような効果や変化をもたらしたのかを明らかにすることを目的に、新聞記事の収集を行った。加えて、法律制定以前と制定以降の児童虐待言説の変容を明らかにするため、雑誌論文記事の収集に取り組んだ。『慈善』『社会事業』『社会福利』『婦人之友』『児童研究』『児童保護』等の雑誌に掲載された児童虐待関連の論文記事を収集した。研究期間中、児童虐待問題及びその他の記事を含めて、おおよそ 260 の論文記事を収集した。また第 64 回帝国議会議事録の内容の検討も実施した。

資料の分析の結果については、一部、学会報告と論文のかたちで発表を行っているが、より体系的な整理を行ったうえで、さらなる分析と考察を必要としている。今後は、本研究で収集した論文記事の内容を、その他の資料で得た知見と関係付けながら読み解き、その研究成果を学会報告と論文文化によって発表していく予定である。

<引用文献>

James, Allison and Prout, Alan, Routledge Falmer, *Constructing and Reconstructing Childhood: Contemporary Issues in the Sociological Study of Childhood*, 1990

元森絵里子、勁草書房、「子ども」語りの社会学：近現代日本における教育言説の歴史、2009

高橋靖幸、明治期における「児童虐待」の社会的構築、子ども社会研究、19、2013、91-104

Turmel, Andre, Cambridge University Press, *A Historical Sociology of Childhood: Developmental Thinking, Categorization and Graphic Visualization*, 2008

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

1. 高橋靖幸、昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」：昭和 8 年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究、教育社会学研究、査読有、102 巻、2018、175-194
2. 高橋靖幸、社会問題としての児童虐待の構築にみる「労働する子ども」：明治期から昭和戦前期にかけての「貫い子殺し」と「労働児童」の問題構築過程に着目して、立教大学教育学科研究年報、査読無、第 60 号、2017、133-146

[学会発表] (計 3 件)

1. 高橋靖幸、1930 年代の児童虐待問題に浮上する「子ども」の複数性：焦点の定まらない虐待被害者としての児童、日本子ども社会学会第 24 回大会、2017
2. 元森絵里子・南出和余・大嶋尚史・高橋靖幸、「子どものため」にどう挑むか：子ども社会研究の射程を広げる、(発表担当：高橋靖幸、「子ども」を研究することの政治と倫理の問題)、日本子ども社会学会第 24 回大会、2017
3. 高橋靖幸、日本における戦前期の児童虐待問題と「教育の対象としての児童」の構築、日本子ども社会学会第 21 回大会、2014

[図書] (計 1 件)

1. 北澤毅・間山広朗編、北樹出版、教師のメソドロジー：社会的に教育実践を創るために (分担執筆：高橋靖幸、第 3 章 becoming としての子ども/being としての子ども)、2018、184 (42-56)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 靖幸 (TAKAHASHI, Yasuyuki)

新潟県立大学・人間生活学部子ども学科・講師

研究者番号：30713797